

令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月10日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
管理者行政報告	7
管理者提出議案の報告及び上程	7
提案理由の説明	8
議案第2号ないし議案第4号の説明	9
議案第5号及び議案第6号の説明	10
議案第7号の説明	12
議案第8号の説明	13
議案第9号ないし議案第11号の説明	14
議案第12号の説明	15
議案第13号ないし議案第15号の説明	17
議案第1号の質疑、討論、採決	19
議案第2号の質疑、討論、採決	19
議案第3号の質疑、討論、採決	20
議案第4号の質疑、討論、採決	20
議案第5号の質疑、討論、採決	21
議案第6号の質疑、討論、採決	22
議案第7号の質疑、討論、採決	22
議案第8号の質疑、討論、採決	23

議案第9号の質疑、討論、採決	23
議案第10号の質疑、討論、採決	24
議案第11号の質疑、討論、採決	24
議案第12号の質疑、討論、採決	25
議案第13号の質疑、討論、採決	25
議案第14号の質疑、討論、採決	26
議案第15号の質疑、討論、採決	26
議員提出議案の報告及び上程	27
日程の追加	28
提案理由の説明	28
議員提出議案第1号の質疑、討論、採決	29
一般質問	29
特定事件の閉会中の継続審査について	36
管理者挨拶	37
閉会の宣告	37
署名議員	39

比広組告示第1号

令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年1月31日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和5年2月10日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（16名）

1 番	斎	藤	雅	男	議員	2 番	坂	本	俊	夫	議員	
3 番	藤	倉		憲	議員	4 番	関	口	武	雄	議員	
5 番	瀬	上	邦	久	議員	6 番	吉	野	正	浩	議員	
7 番	森		一	人	議員	9 番	山	口	勝	士	議員	
10 番	高	橋	功	人	議員	11 番	小	峯	松	治	議員	
12 番	菊	地	敏	昭	議員	13 番	岩	崎		勤	議員	
14 番	安	孫	子	和	子	議員	15 番	小	島	利	枝	議員
16 番	田	中	紀	吉	議員	17 番	高	野	貞	宜	議員	

不応招議員（1名）

18 番	渡	邊		均	議員
------	---	---	--	---	----

令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和5年2月10日（金曜日）

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸般の報告
- 第6 管理者行政報告
- 第7 管理者提出議案の報告及び上程
- 第8 提案理由の説明
- 第9 議案第2号ないし議案第4号の説明
- 第10 議案第5号及び議案第6号の説明
- 第11 議案第7号の説明
- 第12 議案第8号の説明
- 第13 議案第9号ないし議案第11号の説明
- 第14 議案第12号の説明
- 第15 議案第13号ないし議案第15号の説明
- 第16 議案第1号の質疑、討論、採決
- 第17 議案第2号の質疑、討論、採決
- 第18 議案第3号の質疑、討論、採決
- 第19 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第20 議案第5号の質疑、討論、採決
- 第21 議案第6号の質疑、討論、採決
- 第22 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第23 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第10号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第13号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第14号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第15号の質疑、討論、採決
- 第31 議員提出議案の報告及び上程
- 第32 提案理由の説明
- 第33 議員提出議案第1号の質疑、討論、採決
- 第34 一般質問
- 第35 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第36 管理者挨拶
- 第37 閉 会

出席議員（16名）

1番	齋藤雅男	議員	2番	坂本俊夫	議員
3番	藤倉憲	議員	4番	関口武雄	議員
5番	瀬上邦久	議員	6番	吉野正浩	議員
7番	森一人	議員	9番	山口勝士	議員
10番	高橋功人	議員	11番	小峯松治	議員
12番	菊地敏昭	議員	13番	岩崎勤	議員
14番	安孫子和子	議員	15番	小島利枝	議員
16番	田中紀吉	議員	17番	高野貞宜	議員

欠席議員（1名）

18番	渡邊均	議員
-----	-----	----

本会議に出席した事務局職員

議事会長 山下弘樹
書記

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森田光一	副管理者	島田康弘
副管理者	大塚信一	副管理者	佐久間孝光
副管理者	飯島和夫	副管理者	宮崎善雄
副管理者	渡邊一美	副管理者	足立理助
監査委員	梶田美佐子	会計管理者	野口光江
事務局長	山口和彦	消防長	長嶋悟
消防本部長 次長	服部明	消防本部長兼 管理課長	原芳和
東松山 消防署長	田邊力	小川川 消防署長	堀越隆
消防本部長 予防課長	松本忠明	消防本部長 警防課長	野澤康洋
消防本部長 指令課長	関根博	総務課長	馬場健夫

◎ 開会及び開議の宣告

関口武雄議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

関口武雄議長 初めに、副管理者の異動がありましたので、報告いたします。

大塚信一滑川町長が令和4年10月4日付で副管理者に就任いたしましたので、報告いたします。

ここで、新たに副管理者に就任された大塚信一滑川町長のご挨拶をお願いいたします。

[大塚信一副管理者登壇]

大塚信一副管理者 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

昨年の10月4日に就任いたしました、ただいまご紹介をいただきました滑川町長の大塚信一でございます。比企広域行政の推進と発展に努力をしておりますので、議員をはじめ管理者、副管理者の皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

関口武雄議長 次に、組合議会議員に異動がありましたので、報告いたします。

令和5年1月31日付で嵐山町議会選出の山田良秋議員が嵐山町議会議員を辞職されたため、組合規約第8条第2項の規定により、同日付で組合議会議員を失職されましたので、報告いたします。

◎ 会議録署名議員の指名

関口武雄議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、1番、斎藤雅男議員、12番、菊地敏昭議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

関口武雄議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

関口武雄議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和4年度定例監査結果及び令和4年度6月から11月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から専決処分報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

関口武雄議長 次に、管理者から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位のご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事業についてご報告をさせていただきます。

初めに、消防業務ですが、新型コロナウイルス感染症に係る令和4年中の救急搬送者数は、感染者444名、感染疑い69名です。庁舎関係では、昨年10月より消防本部のトイレ改修工事を進めており、車両関係では昨年12月に東松山消防署滑川分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新し、今月には東松山消防署松山北分署及び小川消防署嵐山分署の連絡車を更新します。

次に、斎場及び霊きゅう自動車事業につきましては、昨年1年間に2,933件の火葬を執り行い、小動物火葬は393件の利用がありました。今後ともご遺族の心情に十分配慮した運営を続けてまいります。

以上、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告といたします。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

関口武雄議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された議案第1号ないし議案第15号を一括議題

といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

関口武雄議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、人事案件1件、条例の制定及び改正4件、和解について1件、補正予算議案4件、当初予算議案5件の15議案です。

初めに、議案第1号は、比企広域公平委員会委員の選任についてです。現委員であります小島和江氏の任期が本年4月10日をもって満了となりますので、後任に松本かおり氏を選任したいとするものです。

議案第2号は、個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてです。個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、個人情報保護に関する法律施行条例を新たに制定したいとするものです。

議案第3号は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてです。地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳を超える職員に係る給料に関する経過措置等の所要の改正を行うものです。

議案第4号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料及び勤勉手当の改正を行うものです。

議案第5号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保等対策を図るため、改正するものです。

議案第6号は、和解についてです。消防救急デジタル無線設備設置工事に係る損害賠償請求等に関し、和解することについて議決を求めるものです。

議案第7号ないし議案第10号は、一般会計及び消防、斎場、介護・障害特別会計の令和4年度補正予算について、議案第11号ないし議案第15号は、一般会計及び各特別会計の令和5年度当初予算についてです。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

関口武雄議長 説明は終わりました。

◎ 議案第2号ないし議案第4号の説明

関口武雄議長 これより議案に対する細部の説明を求めます。

なお、議案第1号は、人事案件でありますので、細部の説明は省略したいと思いますので、ご了承ください。

初めに、議案第2号ないし議案第4号について、山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 おはようございます。議案第2号ないし議案第4号につきまして順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 比企広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてご説明いたします。議案書は5ページから、議案参考資料は1ページからでございます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、当組合においても個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定したいとするものでございます。

条例案の主な内容ですが、第3条は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者を置く旨を定め、第4条は、個人情報を取り扱う事務に関する帳簿の整備について規定するものでございます。

第5条ないし第10条は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止に係る請求手続や期間等を定めるものでございます。

第11条ないし第16条は、開示決定等に対し審査請求があった場合の行政不服審査会の権限を定めるもので、資料請求や意見陳述、意見書の提出などを規定するものでございます。

第17条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる旨を定め、第18条は、個人情報保護制度の運用状況の公表について規定するものでございます。

なお、附則において、施行期日及び経過措置を定めるとともに、関連する条例について所要の改正等を行うものでございます。

次に、議案第3号 比企広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定についてご説明いたします。議案書は15ページから、議案参考資料は3ページからでございます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、当組合の職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き

上げるとともに、60歳から65歳の職員の処遇に係る各般の規定を定めるものでございます。

主な改正内容ですが、第3条は、職員の定年を65歳に改めるものでございます。

第6条ないし第11条は、管理監督職勤務上限年齢制について規定するもので、60歳に到達した管理職を降任させることなどを定めるものでございます。

第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務制について定めるものでございます。

第5章の雑則では、定年年齢の引上げに係る経過措置や60歳に到達する職員への情報提供等に係る規定を追加し、これら一連の改正と整合を図るため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例など7条例を一括して改正するとともに、現行の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

なお、附則において施行日を令和5年4月1日とするとともに、勤務延長や再任用に係る経過措置等を定めるものでございます。

次に、議案第4号 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。議案書は39ページから、議案参考資料は29ページからでございます。

本議案は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料及び勤勉手当の改定を行うものでございます。

改定の主な内容ですが、第1条では、大卒初任給を行政職で3,000円、消防職で4,200円引き上げるなど、おおむね30歳代半ばまでの職員が在職する号俸の給料月額を引き上げ、あわせて令和4年度の12月期の勤勉手当の支給割合を0.95月から1.05月に改定するものでございます。

第2条では、令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月から1.0月に改定し、第3条では、特定任期付職員に係る給料表を改定し、附則において、施行期日を定めるものでございます。

議案第2号ないし議案第4号の説明は以上でございます。

◎ 議案第5号及び議案第6号の説明

関口武雄議長 次に、議案第5号及び議案第6号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第5号及び議案第6号の細部についてご説明をいたします。

初めに、議案第5号 比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。議案書は53ページから56ページを、議案参考資料は33ページから35ページとなりますので、あわせて参照願います。

本議案は、消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保対策を図るため、関係条例を改正いたしたいとするものでございます。

改正概要の詳細につきましては、議案参考資料33ページに記載のとおり、全国的な消防団員数の

減少に歯止めをかけるため、総務省消防庁は「消防団員の処遇等に関する検討会」の報告を踏まえ、各市町村に対し、消防団員の処遇改善の一環として報酬等の見直しを求める通知がなされました。このことから、当組合といたしましても、当該通知に基づく見直しを行うものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、議案書55ページ下段の別表第3のとおり、これまでは出勤手当として支払われた費用弁償を新たに出動報酬へ改め、支給金額等につきましても、業務内容の負荷や活動時間等を勘案し、均衡の取れたものへあわせて改正するものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第6号 和解について細部の説明を申し上げます。議案書は57ページから58ページを、議案参考資料は37ページをお願いいたします。

本議案は、消防救急デジタル無線設備設置工事に係る損害賠償請求等に関し和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、事件名ですが、東京地方裁判所令和2年（ワ）第18163号損害賠償請求事件でございます。

次に、和解の相手方ですが、神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号、株式会社富士通ゼネラル、代表取締役、斎藤悦郎氏、東京都港区芝五丁目7番1号、日本電気株式会社、代表取締役、森田隆之氏、東京都港区虎ノ門一丁目7番12号、沖電気工業株式会社、代表取締役、鎌上信也氏、東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号、日本無線株式会社、代表取締役、小洗健氏、東京都港区西新橋二丁目15番12号、株式会社日立国際電気、代表取締役、佐久間嘉一郎氏、東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番8号、三峰無線株式会社、代表取締役、中島芳明氏、東京都港区芝四丁目4番12号、三信電気株式会社、代表取締役、鈴木俊郎氏の合計7社でございます。

続きまして、概要等の詳細につきまして、別冊の議案参考資料にて説明をいたしますので、議案参考資料の37ページをご参照願います。初めに、議案の概要ですが、本件は、当組合が執行した消防救急デジタル無線設備設置工事に係る入札において談合を行ったとして、令和2年7月21日に株式会社富士通ゼネラルほか6社に対し提起した損害賠償請求訴訟について、令和4年12月12日に東京地方裁判所から和解勧告がなされたため、当該勧告に従い和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、事件の概要及び経過ですが、当組合の消防救急デジタル無線設備設置工事につきましては、平成25年5月10日に制限付一般競争入札を行いました。その入札参加者は、沖電気工業株式会社総合営業本部官公営業本部、三峰無線株式会社北関東支店、三信電気株式会社ソリューション営業本部の3社が応札し、三峰無線株式会社北関東支店が落札をいたしました。

その後、公正取引委員会は、全国自治体消防に関する消防救急デジタル無線の入札で談合を繰り返したとして、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5社に対し、平成29年2月2日に独占禁止法違反で排除措置命令と

課徴金納付命令を行いました。なお、株式会社富士通ゼネラル1社のみ排除措置命令等を不服とし、公正取引委員会を相手取り、排除措置命令等取消請求訴訟を提起し、現在も係争中でございます。

当組合については、上記談合行為により生じた損害の賠償を求めまして、令和2年1月24日に株式会社富士通ゼネラルほか6社に対し、契約約款第45条の2第1項第2号に基づき請負金額の20%に相当する賠償金等を支払うよう文書で求めましたが、各社ともにこれに応じてはいただけませんでした。

このため、当組合は、令和2年7月21日に株式会社富士通ゼネラルほか6社に対し、連帯して損害賠償金9,450万円、遅延損害金及び訴訟費用を支払うよう求めた訴状を東京地方裁判所に提出をさせていただきます。

また、被告のうち三峰無線株式会社及び三信電気株式会社は、排除措置命令と課徴金納付命令の対象ではございませんでしたが、排除措置命令等取消請求訴訟の裁判記録において談合行為に加担している旨の記述が確認されたことから、共同不法行為に該当すると判断し、損害賠償請求の相手方に含めたものでございます。

提訴後、令和2年10月9日に第1回口頭弁論が行われ、以後、15回の弁論準備手続を経て、令和4年12月12日に東京地方裁判所から和解勧告がなされたものでございます。

次に、和解の内容ですが、1つ目として、沖電気工業株式会社及び三峰無線株式会社は連帯して3,543万7,500円を当組合に支払うものでございますが、これは契約金額の7.5%に相当する金額でございます。

2つ目として、三峰無線株式会社は3,780万円を停止条件付債務として一時的に当組合に預託し、別件排除措置命令等取消請求事件が確定し、本件停止条件が成就した場合、当組合は当該預託金を本件停止条件付債務の弁済に充当できるものでございます。これは、契約金額の8.0%に相当する金額でございます。

3つ目として、当組合は、その余の請求を放棄し、4つ目として、訴訟費用は、各自の負担とする。

以上、4項目が和解の内容となっております。

以上で議案第5号及び議案第6号の細部の説明を終わります。

◎ 議案第7号の説明

関口武雄議長 次に、議案第7号について、山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 議案第7号 令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について、細部のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、予算の総額に変更はなく、歳出の

内訳を変更するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出の2款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業において、職員の人事異動に伴い、給料、職員手当等を135万円減額し、3款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第7号の説明は、以上でございます。

◎ 議案第8号の説明

関口武雄議長 次に、議案第8号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第8号 令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条では、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,550万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,063万8,000円とするものでございます。

次の第2条では、5ページのとおり、消防本部連絡車の債務負担行為として、期間や限度額を設け、第3条の地方債では、6ページから7ページの「第3表 地方債補正」のとおり限度額を変更するものでございます。

それでは、事項別明細書により説明をいたしますので、14、15ページをお願いいたします。初めに、歳入から説明いたします。1款1項1目の負担金では、1,115万5,000円を減額補正するものですが、新型コロナウイルス感染防止対策により、各消防団の事業を一部中止したことに伴うものでございます。

次に、4款2項1目消防費県委託金では、579万6,000円を増額補正するものですが、新型コロナウイルス感染症患者等の移送業務に伴う埼玉県からの委託金でございます。

次に、5款1項1目の利子及び配当金では、6,000円の減額補正となりますが、消防施設整備基金預金利子の利率の変更によるもので、次の同款2項1目物品売払収入111万8,000円を増額補正では、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び水槽車、合計3台の売払いに伴うものでございます。

次に、8款2項1目の雑入では、3,155万6,000円を増額補正するもので、内訳につきましては、消防団員の退職報償基金受入金404万7,000円を減額、消防団員安全装備品整備事業助成金16万6,000円及び消防救急デジタル無線設備設置工事に係る損害賠償請求等に関する解決金を雑入として3,543万7,000円をそれぞれ増額いたしたいとするものでございます。

次に、16ページの9款1項1目の消防債では、1,180万円を減額補正するものですが、消防本部トイレ改修工事、松山北分署連絡車及び嵐山分署連絡車の金額の確定に伴うものでございます。

次に、歳出ですが、18、19ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費では、19万円の減額補正となります。内訳につきましては、消防団員の退団者数確定に伴い、退職報償金404万7,000円の減額、また消防救急デジタル無線設備設置工事に係る損害賠償請求等に関する弁護士の報酬金385万7,000円を増額するものでございます。

次に、2款1項1目の常備消防費では、2,253万6,000円の減額補正となります。内訳ですが、職員給与事業の給与で1,332万4,000円、職員手当等で1,194万2,000円、共済組合負担金で1,302万2,000円をそれぞれ減額し、埼玉県市町村総合事務組合退職手当負担金400万円は増額するものでございます。

また、その下段にあります施設管理事業では、1,175万2,000円を増額となりますが、これは燃料費、水道光熱費及び事務用機器借上料の物価高の影響によるものでございます。

続く2目の消防施設費では、2,246万9,000円を増額補正となります。内訳は、施設管理事業252万4,000円の減額、消防車両不具合に伴う修繕料22万6,000円を増額、消防本部トイレ改修設計業務完了に伴う不用額275万円の減額、また下段の消防施設整備基金積立金2,499万3,000円を増額するものでございます。

次に、20ページの3目の東松山消防団費から9目の東秩父消防団費は、主に新型コロナウイルス感染防止対策により、各事業を一部中止及び縮小開催したことに伴う交付金等の減額でございまして、

次に、3款1項2目の利子では、利率の確定により、15万6,000円を減額補正するものでございまして、22ページの4款予備費では、収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第8号の細部の説明を終わります。

◎ 議案第9号ないし議案第11号の説明

関口武雄議長 次に、議案第9号ないし議案第11号について、山口和彦事務局長。

[山口和彦事務局長登壇]

山口和彦事務局長 議案第9号ないし議案第11号について、順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 令和4年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,614万8,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、10ページの歳入からご説明いたします。2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料の斎場使用料は、火葬件数が当初の見込みを上回っていることから、200万円増額するものでございます。

12ページからの歳出ですが、2款事業費、1項1目斎場管理費では、電気料金の高騰に伴い、指定管理委託料を650万円増額し、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

次に、議案第10号 令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ182万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,010万2,000円とするものでございます。

主な内容につきまして、10ページの歳入からご説明いたします。4款国庫支出金、1項1目民生費国庫補助金は、国の制度改正に伴い、障害支援区分審査用システムの改修に係る補助金として182万3,000円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費の職員給与事業では、職員の人事異動に伴い、給料、職員手当等を363万円減額し、2項1目の介護認定審査会費では、認定審査会を书面審査としていることに伴って、費用弁償を332万8,000円減額するとともに、半導体不足の影響で導入時期が遅延した介護認定審査用システムの保守料57万3,000円と、借上料91万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

3項1目の障害支援区分審査会費では、費用弁償を32万3,000円減額し、14ページの2款予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

次に、議案第11号 令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計予算についてでございます。令和5年度予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,850万円と定めるもので、前年度比100万円の減でございます。

主な内容につきまして、10ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、関係市町村の負担金で、前年度比500万円増の6,300万円、3款繰越金は、令和4年度からの繰越見込額545万円を計上したものでございます。

12ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款議会費は、組合議員の報酬、費用弁償及び会議録作成委託料等前年度と同額の460万円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比85万円減の6,308万円でございます。このうち職員給与事業では、正副管理者や職員の給料、職員手当、共済費など4,475万4,000円を計上し、15ページの一般管理事業では、広報誌印刷代、パソコンや各種システムの借上料など1,089万円を計上し、下段の財務会計管理事業では、機器やシステムの保守委託料、借上料など743万6,000円を計上いたしました。

16ページ中段の2項1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として21万9,000円を計上し、3款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

議案第9号ないし議案第11号の説明は以上でございます。

◎ 議案第12号の説明

関口武雄議長 次に、議案第12号について、長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 議案第12号 令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算につきまして、細部の説明を申し上げます。

別冊予算書の25ページをお願いいたします。第1条は、本予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,900万円と定めたいとするもので、前年度と比較しますと3億7,100万円、率にして11.4%の増額となります。

次に、第2条では、起債の目的や限度額等につきまして、28ページの「第2表 地方債」のとおり定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳入から順次説明を申し上げますので、34、35ページをお願いいたします。初めに、1款1項1目負担金では、353万3,000円増額の29億5,306万1,000円で、常備及び非常備消防費に係る構成市町村からの負担金でございます。内訳につきましては、72ページに記載してございますので、ご参照をお願いします。

次に、2款1項1目消防手数料では、危険物施設に係る申請手数料等、前年度同額の180万円を計上、同款2項1目消防使用料では、庁舎に設置しております自動販売機、設置場所の使用料といたしまして、前年度同額の444万6,000円を計上させていただきました。

次に、3款1項1目消防費国庫補助金、4款1項1目消防費県補助金及び36ページの4款2項1目消防費県委託金は、それぞれ補助事業等が採択された場合の科目設置でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金は、消防施設整備基金預金利子の計上、同款2項1目物品売払収入及び6款1項1目消防費寄附金は、それぞれ科目設置でございます。

次に、38ページの7款1項1目繰越金では、3,158万円増額の1億5,158万円を計上させていただきました。増額理由は、消防救急デジタル無線入札談合訴訟に係る解決金の収入によるものでございます。

次に、8款1項1目では、組合預金利子を科目設置し、同款2項1目雑入では、991万円減額の1,749万円を計上させていただいておりますが、主な減額は消防団員退職報償基金受入金の減額であり、その他の高速自動車道救急業務財政措置費など所定のを計上させていただきました。

次に、9款1項1目消防債では、3億4,580万円増額の5億60万円を計上させていただきました。常備消防施設整備債といたしまして4億9,150万円の計上で、内訳は28ページへ記載のとおり、消防指令業務共同運用負担金4億3,440万円のほか、消防本部等増改築事業、滑川分署高規格救急自動車、小川消防署資機材搬送車及び東秩父分署連絡車の更新、また非常備消防施設整備債では910万円の計上で、内訳は東松山消防団本部広報車及び東秩父消防団小型動力ポンプ積載車の更新によるものでございます。

続きまして、歳出ですが、40、41ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、945万円減額の2,146万円を計上させていただきましたが、一般管理事業の7節退職報償金や11節の健康

診断料が主なものでございます。

次に、42、43ページをお願いします。2款1項1日常備消防費は、4億5,153万8,000円増額の30億8,090万4,000円を計上させていただきました。

主な内訳といたしまして、職員給与事業における人件費等は、3,047万8,000円増額の24億1,010万6,000円となり、消防費全体の70.9%でございます。人件費以外では、各施設の維持管理経費、職員研修経費、一般事務経費、消防活動経費等を計上いたしましたが、主な増額は消防指令業務共同運用事業で、前年度比3億9,851万9,000円増額の4億4,568万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、46、47ページ下段をお願いいたします。2目消防施設費は、9,468万9,000円減額の1億609万4,000円を計上させていただきました。主なものは、12節委託料で、消防本部等増改築設計業務、17節備品購入費で、滑川分署高規格救急自動車、小川消防署資機材搬送車及び消防本部並びに東秩父分署連絡車の更新に係る経費を計上させていただきました。

続きまして、48ページ中段をお願いいたします。3目東松山消防団費から60ページの9目東秩父消防団費まで、各消防団に要する経費となります。主なものは、新設されます出動報酬、また活動経費をはじめ詰所や車両の維持管理費、消防ホースなどの備品購入費のほか、研修の経費となります。車両更新では、東松山消防団本部広報車及び東秩父消防団小型動力ポンプ積載車の更新に係る経費を計上させていただきました。

続きまして、62ページ中段をお願いいたします。3款公債費では、1,213万8,000円増額の1億9,205万6,000円の計上でありまして、続く4款予備費につきましては、予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

なお、64ページ以降、給与費明細書等につきましては、御覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で議案第12号の細部の説明を終わります。

◎ 議案第13号ないし議案第15号の説明

関口武雄議長 次に、議案第13号ないし議案第15号について、山口和彦事務局長。

[山口和彦事務局長登壇]

山口和彦事務局長 議案第13号ないし議案第15号について順次細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 令和5年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算についてでございます。予算書の73ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,600万円と定めるもので、前年度比3,900万円の増となっております。

主な内容につきまして、82ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、関係市町村の負担金で、前年度比3,600万円増の1億5,700万円を計上いたしました。増額の主な要因は、償還計画に基づく組合債の償還額の増と保証期間の終了に伴う火葬炉補修費用

の新規計上などでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、利用状況を踏まえ、斎場使用料を前年度比300万円増の5,600万円、霊きゅう自動車使用料を60万円減の90万円とし、下段の4款繰越金は、令和4年度からの繰越見込額209万5,000円を計上いたしました。

86ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目一般管理費は227万7,000円で、斎場駐車場用地の借上料が主なものでございます。

2款事業費、1項1目斎場管理費は、燃料代や電気料金の高騰により増額となった指定管理委託料、霊きゅう自動車運行委託料、保証期間の終了に伴って新規計上した火葬炉の定期補修費用が主なもので、前年度比2,089万1,000円増の1億1,669万7,000円を計上したものでございます。

88ページの3款公債費は、1項1目の元金が前年度比1,769万8,000円増の9,256万2,000円、2目の利子が10万4,000円減の205万3,000円で、4款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

次に、議案第14号 令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算についてでございます。予算書の95ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,100万円と定めるもので、前年度比250万円の減でございます。

主な内容につきまして、104ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、関係市町村の負担金で、前年度比400万円減の5,900万円とし、2款繰越金は令和4年度からの繰越見込額1,199万円を計上しております。

106ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比345万3,000円減の3,271万9,000円でございます。このうち、職員給与事業は、給料、職員手当、共済費等3,189万5,000円とし、一般管理事業では自動車の燃料費、職員の健康診断料、自動車借上料など82万4,000円を計上いたしました。

2項1目介護認定審査会費は、審査会委員104人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等で、前年度比17万3,000円減の3,158万1,000円を計上し、108ページ中ほどの3項1目障害支援区分審査会費では、審査会委員17人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等600万円を計上し、110ページの2款予備費は、予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

最後に、議案第15号 令和5年度比企広域公平委員会特別会計予算についてでございます。予算書の119ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122万円と定めるもので、前年度比12万円の増でございます。

主な内容につきまして、128ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、構成団体の負担金で、前年度比64万円増の120万円とし、2款繰越金は、令和4年度からの繰越見込額1万8,000円を計上いたしました。

130ページからの歳出の説明に移らせていただきます。1款総務費、1項1目委員会費は、前年

度比 9 万 5,000 円増の 116 万円でございます。

主な内容ですが、委員 3 人分の報酬や費用弁償、公平委員会連合会負担金など経常的な費用に加え、令和元年から審理が進められている審査請求事案について、委員会としての判断を示す裁決に向け、弁護士から専門的な知見に基づく助言を受けるための費用を計上したもので、2 款予備費は予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

議案第 13 号ないし議案第 15 号の説明は以上でございます。

関口武雄議長 以上で議案に対する細部の説明は終了しました。

◎ 議案第 1 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第 1 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎ 議案第 2 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第 2 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 6 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第 6 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 7 号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第 7 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第13号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第14号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 次に、議案第15号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時10分)

関口武雄議長 再開いたします。

(午前11時15分)

◎ 議員提出議案の報告及び上程

関口武雄議長 ここで、議員から議案1件の提出がありましたので、報告いたします。

書記長より朗読させます。

山下弘樹書記長 朗読いたします。

議員提出議案第1号 比企広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例制定について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年2月10日

提出者 比企広域市町村圏組合議会

議員 瀬上邦久

賛成者 比企広域市町村圏組合議会

議員 斎藤雅男

同 森 一人

同 高橋 功人

同 小 峯 松 治
同 岩 崎 勤
同 小 島 利 枝
同 高 野 貞 宜

比企広域市町村圏組合議会
議長 関 口 武 雄 様
以上でございます。

関口武雄議長 朗読は終わりました。

◎ 日程の追加

関口武雄議長 お諮りいたします。

ただいま提出されました議員提出議案第1号について、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

◎ 提案理由の説明

関口武雄議長 ここで、提出者の提案理由の説明を求めます。

5番、瀬上邦久議員。

〔5番 瀬上邦久議員登壇〕

5番 瀬上邦久議員 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

議員提出議案第1号は、比企広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてであります。本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会は同法の適用対象外となることから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、比企広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例を制定したいとするものであります。

条例で定める主な内容は、第1章において、条例の目的、定義、議会の責務についてを定め、第2章において、個人情報の保有や利用及び提供の制限等についてを定め、第3章において、議会が保有している個人情報ファイルの内容を記載した帳簿の作成、公表等についてを定め、第4章においては、個人情報の開示、訂正及び利用停止の権利、手続等についてを定め、第5章においては、開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外、開示請求等をしようとするものに対する情報提供等についてを定め、第6章においては、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合や守秘義務を守らなかった場合等の罰則を定めるものであります。

なお、附則において、令和5年4月1日を施行日とすることなどを定めております。

お手元に議案参考資料をお配りしてございますので、御覧をいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

関口武雄議長 説明は終わりました。

◎ 議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

関口武雄議長 これより議員提出議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 一般質問

関口武雄議長 次に、日程に従い、一般質問を行います。

1番、斎藤雅男議員。

〔1番 斎藤雅男議員登壇〕

1番 斎藤雅男議員 議席番号1番、東松山選出の斎藤雅男です。消防行政、2つ目として、東松山斎場につきまして一般質問を行わせていただきます。発言通告書に従いまして、順に従って通告どおりに質問してまいります。以下、よろしくお願いいたします。大項目方式で質問いたします。

まず最初に、消防行政についてであります。〔1〕、出動状況についてお尋ねいたします。

◎として、出動には、火災・救急・救助に大別しますと、市民、住民からの通報によるものは集計をしているのでしょうか。

2つ目として、出動目標地、出動に際して、火災・救急・救助に向かうわけですが、その目的地を出動目標地と今回指しております。その位置はどのように把握しているのでしょうか。

(2)として、消防指令業務の現在の状況についてお伺いいたします。3点あります。

◎、消防指令業務においては、目標地へ到達するために、地図データをどのように活用していますか。

◎、ゼンリン地図あるいはそのような住宅地図というのでしょうか、地図を活用していますか。

また、構成各市町村の住民基本台帳との連携は図っておりますか。

◎として、住所変更や住居表示変更が生じた場合は、どのようにデータ管理をしていますか。

(3)として、「埼玉西部地域消防指令センター」の運用について、鋭意進められているところだと思いますが、◎として、この同センター、埼玉西部地域消防指令センターの概要をお伺いいたします。

◎として、埼玉西部地域消防指令センターにおける地理情報はどのようなデータ活用になりますか。

◎、地理情報には、住民基本台帳は連携するのでしょうか。

(4)、119番通報のマニュアルについてお尋ねいたします。

◎、消防職員、指令員を指しますが、その場合、聞き取り方のマニュアルはありますか。

◎、住民に119番通報のかけ方マニュアルを情報発信することについてはどのような対応を取っていらっしゃるか、どのように考えていらっしゃるか。いただいた広報誌ありましたけれども、構成市町村ということでこの組合を構成されておりますので、おのこの市のほうでも含めて広報を含めた対応をお聞きしたいというふうに思っています。今日、組合に対する質問ですので、組合のほうから答弁いただければと思います。

以上です。

関口武雄議長 答弁を求めます。

長嶋悟消防長。

〔長嶋 悟消防長登壇〕

長嶋 悟消防長 1番、斎藤議員さんの質問に順次お答えをさせていただきます。

大項目1、消防行政について、小項目(1)、出動状況について、1点目の火災・救急・救助に関する通報の集計についてでございますが、通報状況の集計は、指令課において年間を通して行っております。入電内容により、火災・救急・救助、その他に分類し、統計日誌に記載することにより、月別及び年集計を行っている状況でございます。

2点目の出動目標の位置の把握についてでございますが、指令課への119番通報は、そのほとん

どがスマートフォンや携帯電話、固定電話などを通じて住民から通報されます。119番通報により必要情報を聞き取り、地図検索装置に住所を入力し、地図上で出動目標地を把握いたします。また、住所登録がない場合は、システムの機能である位置情報通知システムにより、発信場所が地図上に表示されます。固定電話は通報受付と同時に、正確な位置を把握することができ、スマートフォンや携帯電話はGPS機能を有効に設定されている場合は、おおむね50メートル程度の誤差範囲まで絞り込むことが可能でございます。これらの位置情報を基に、通報者に付近の建物などを確認し、正確な出動目標地を把握しているところでございます。

小項目（2）、消防指令業務の現在の状況について、1点目の目標地へ到達するための地図データの活用についてでございますが、119番通報を受信する指令課の役割といたしまして、最優先事項は、災害現場の住所の特定でございます。通信指令要員は必要情報を聞き取り、地図検索装置により住所特定を行います。地図上で災害地点を確実に把握するため、近くにある目標物もしくは隣接する家の名前が合致するかなど、それぞれの検索機能を活用し、災害現場の特定を行っております。さらに、特定した地図情報は、出動署所の指令端末装置のモニターで確認ができ、住所、出動車両、気象情報等が附帯した地図が指令書として印刷され、出動隊員が現場へ携行いたします。加えて、消防車や救急車を確実に目標地へ到達させるための補助手段として、通報者等が可能であれば、消防車や救急車が近づいてきたときに、出動場所付近に誘導人として待機していただく措置を取っております。

2点目のゼンリン地図の活用、また住民基本台帳との連携についてですが、現在の指令台は、指令システム導入時に組み込まれた構成市町村のゼンリン製住宅地図データを活用しております。また、指令課では、構成市町村の冊子版ゼンリン地図も常備しており、補助検索用として活用しております。なお、各市町村の住民基本台帳との連携についてでございますが、指令課では連携は行っておりません。

3点目の住居表示の変更が生じた場合のデータ管理についてですが、構成市町村において住所変更や住居表示変更などの換地処分が行われると、新しい町名及び地番での運用となります。指令課としては、指令システムの地図データの更新が必要となることから、事前に各市町村から通知を受け、更新をしております。地図データ更新作業については、指令システムの通信指令装置保守点検委託業者に依頼をし、その日数は更新エリアもしくは修正棟数にもよりますが、数か月要する場合もございます。また、新住所施行日までに更新作業が終了しない場合は、この間の地図検索につきましては、旧住所で対応を行っているところでございます。

続きまして、小項目（3）、「埼玉西部地域消防指令センター」の運用について、1点目の共同指令センターの概要でございますが、共同運用事業につきましては、共同指令センターの名称を埼玉西部地域消防指令センターと定め、埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部及び西入間広域消防組合消防本部が行っている119番通報の受信や出動指令等を1か所の指

令センターに集約し、業務を行うものでございます。

また、4消防局本部は相互に隣接し、消防通信指令装置の全部更新時期も近く、既に消防の相互応援協定等も締結しており、さらに共同運用を行うことで、各市町村の災害発生状況を一元管理でき、災害発生時の初動態勢の強化が図れるなど共同運用のスケールメリットを十分に享受できるものでございます。

2点目の地理情報のデータ活用についてですが、現在4消防局本部が使用している既設地図データの構成をベースとし、各17市町村の最新ゼンリン製住宅地図をはじめマップル製広域地図、道路地図及び国土地理院製地形図などのデータ導入を進めております。さらに、消防車や救急車に設置される車両運用端末装置は、GPS及びナビゲーション機能が備わっており、指令システムの地図と連動し、災害現場までのルート案内等が可能となります。

3点目の住民基本台帳の連携についてですが、共同指令センターに設置予定の指令システムには、住民基本台帳と連携する機能を搭載する予定でございます。しかし、共同指令センター内のネットワークは、独立性を担保していることから、住民基本台帳のデータをオンライン回線で転送はできないこととなっております。これにより、構成市町村のパソコン等から外部記憶媒体に取り出し、住民データ情報を指令センターへ持ち込むこととなり、紛失、盗難などの情報漏えいリスクの危険性もございます。これらのことを踏まえ、住民基本台帳のデータ活用については、現在協議を重ねているところでございます。

小項目(4)、119番通報のマニュアルについて、1点目の指令員の聞き取り方のマニュアルについてでございますが、指令課では総務省消防庁作成の「119番受信要領」を基に聞き取りを行っております。さらに、専用の受信用紙を作成し、通報者の年齢、性別はもちろん、被害の状況や通報場所など出動隊へ提供する必要な情報を聴取しております。

2点目の119番通報のマニュアルの情報発信についてですが、1つ目として、令和4年8月号の「広報ひき」に119番通報4つのポイントといたしまして掲載を行ったところでございます。

2つ目として、比企広域消防本部のホームページに119番の正しいかけ方の例を生活安心情報として掲載をしております。

3つ目として、動画共有サイトYouTubeにて、「119番通報受付から出動まで」のタイトルで動画を発信しております。加えて地域の防災訓練においても、119番通報訓練を実施し、広く普及に努めております。

以上でございます。

関口武雄議長 斎藤雅男議員。

1番 斎藤雅男議員 今までのやり方と今後西部地域消防指令センターを構成組合等と一緒に合同でやっていくということで、指令のほうは、比企管内の地域を今、この比企広域指令の中では管轄しているということで、今度広域になりますから、さらにその広域で比企の職員の方が一緒にそのセ

ンターに行って、そちらの東部のほうも含めて管轄を持つということで、また今までの業務範囲が広がってくるというふうに思います。

今、私がここで旧来の現行のシステムが今、消防長からお答えいただきましたけれども、導入当時のということで、私今お聞きして大体理解したところだと、当然救助、災害、本当に今、冒頭申し訳ありませんでした。今、コロナ禍でありますけれども、本当に消防吏員の方には、エッセンシャルワーカーとしての役目を十分取り組んでいただきまして、本当に感謝に堪えません。本当に厚くお礼申し上げます。ただ、そういう中にありまして、今後救急搬送も増えているというようなお話も聞きます。一方では、火災のほうは増加でなくて、なるべく少なく済んでいるということも聞いています。いつ災害は起こるか分かりませんので、特に今回救助、消防、そういったことで出動するとき、救助に向かう、消防で出動する、救急で向かうというときの方法として確認をさせていただいております。

今、そうして確認すると、地図があつたり、地理情報があつたり言いますけれども、恐らく通報いただいて、電話でいただいても、住所が例えば出先で道路上とか、分からないところ、周りに特別な目標物もないような場合で救助を求めたり、救急を求めたりというケースもあるでしょう。また、医療機関等で救急要請をすれば、それはもう特定されるわけですから、容易にその目的地がもう判別できて到達できるということだと。一番困るのは、その目的到達地がなかなかヒットしないというか、ここだということが署のほうで、指令のほうで把握できるまで時間かからないほうがそれにこしたことはありませんから、出動態勢を取っていただくわけ。それで一旦今回お聞きしております。

今、恐らく携帯電話とか入っても、電話回線ですから、どこからかけているというふうに分かるのだというお話ししていたので、位置情報を入れていない携帯で行くと、よくありますけれども、この範囲にいますということで、場所まで特定されません。一番いいのは、東経何度、北緯何度、位置をぴたつと言え、指令室はそこ目がけて行けるということですよ。ただ、そこまで住民の方はご理解はなかなか難しいと思います。

です、どうしたらそうやって指令が適宜効率的にできるのかということで、今、消防長のお話ですと、住所でヒットするようなお話でしたね。ですから、誰々さんという氏名ではヒットしない。ですから、住民基本台帳で行けば、どこどこ住所に誰々さんがいて、お父さん、お母さん、お子さん、全部分かるわけです。構成市町村の各自治体には、住民基本台帳データがあるわけです。今、比企広域組合でも、介護保険の認定やっていらっしゃる。これは、各行政と認定介護度のデータ、これ共有されているわけです。

今の答弁の中で、協議中で難しい件の運用があるという、今度合同指令センター造ることのまた難しさ、今、答弁いただきましたので、それは鋭意考慮していただいて、願わくば住所でヒットするといったときに、ゼンリンの地図の補助的なお話ありましたけれども、私どもも皆さん承知して

いるといっても、昨今は表札のついていない。電話番号、電話帳も記載もないというおうちがやはりあります。ですから、これを我々はどこで情報を的確にするとかいうと、その地図データをそれぞれそろえていくしかない。そのときに例えばよくありますけれども、そこの住所が特定できない場合というのは、そのデータをきちんとしていくって、これ100%積み上げてできているかという、私、できていない部分があると思う。それは消防長もお認めになると思う。

それを補うにはどうしたらいいかということをやはり考えていかなければなりませんので、いい機会ですから、西部地域の消防指令センターを立ち上げていくわけなので、各その構成組合のほうでいろんな現行のデータ、要するに比企管内でいけば、この今の広域組合の管内のデータは、今、現行署でお持ちになっているわけですよ、本部で。それを持ち寄って共有していくということですから、そこのところはしっかり基本中の基本なので、今、協議会重ねてありますけれども、ぜひそこのところは工夫していただきたい。

先進事例も含めて、住民基本台帳と連携してやっているところもありますから、地図データ入れて、あとは区画整理なんかで一遍に何百件と住所変更変わってくる場所がありますよね。これは、期間が長くかかるわけで、事業完了まで。恐らくそれが何百件、数千件ということになりますから、ただ、仮換地で大体住所は確定して、そのまま行くのです。ですから、その時点で早めに行政側はデータを出して、更新期間に数か月かかると、その間タイムラグがあって、空白の期間はなるべく避けなければいけない。最後の住所変更とかまたあれば、それは部分的な数か所の修正でできるではないですか。そういうふうなのをやっていたらいいかなと、一遍に何百件できます。そのときに2か月かかりましたというのは避けていただきたいなと。その間その住所が仮換地のときに出していれば、従前準備はできます。大体97、8%ぐらいそのとおりで行くとなれば、それでデータ更新、地理情報していけばいいわけですから、100%そろわないと出さないととなると、一遍に出されるということは避けなければならないというふうに思います。ですから、今後気をつけていただきたい。

関口武雄議長 齋藤雅男議員。

1 番 齋藤雅男議員 続いて、2つ目の質問に参ります。

2つ目は、東松山斎場についての質問なのですが、これは私ども東松山の定例会で同僚議員から質問がありました。ですから、答弁は市からいただきましたけれども、組合のほうの見解を聞いている形になるので、重複する部分もあります。管理者、市長も承知で、この辺は我々の議会で議論があったのはご承知おきだと思いますけれども、改めて確認をさせていただきます。

今のご遺骨の収骨についてなのですが、①、ご遺族及びご親族への収骨については、今、現行組合ではどのように取扱い行っておりますか。

① として、生活保護及び行旅死亡人のご遺骨の収骨についてはどうでしょうか。

②、ご遺骨の引き取りを行っている公営斎場がほかにありますか。

③、市民要望等、当該地域の葬送や火葬の在り方、この辺を踏まえた上で慎重に検討すべきでは

ないかということで、ちょっとクエスチョンをつけているのですけれども、ご答弁いただきたいと思います。

関口武雄議長 答弁を求めます。

山口和彦事務局長。

〔山口和彦事務局長登壇〕

山口和彦事務局長 大項目2、東松山斎場について、小項目(1)、ご遺骨の収骨について4点のご質問にお答えいたします。

初めに、東松山斎場におけるご遺族、ご親族による収骨の現状ですが、火葬の終了後、ご遺族の代表に遺骨の状況を確認していただいた後、収骨室においてご親族の皆様により全ての遺骨を収骨していただき、お持ち帰りいただいております。

2点目の生活保護受給者及び行旅死亡人の収骨ですが、生活保護受給者のうち、遺骨を引き取る親族がいる場合には、収骨についても当該親族が対応されることが多いものと考えられます。諸般の事情により、遺骨を引き取る親族がいない生活保護受給者や身元が判明しない行旅死亡人については、援護の実施に関わる市町村の福祉担当者により収骨が行われるものと思われます。なお、遺骨の安置先については、市町村により対応が異なるものと思われますが、市町村内の寺院に安置していただくか、葬祭業者に依頼して、提携関係にある寺院に安置されることが多いと伺っております。

3点目の遺骨の引き取りを行っている公営斎場はあるかですが、県内10か所の斎場に聞き取りを行ったところ、原則として遺骨の全てを収骨していただいているとのことですが、3か所では例外的に部分収骨を希望された場合には対応しているとのことでございます。

4点目の市民要望等を踏まえて部分収骨を検討すべきではないかについてですが、東松山斎場ではこれまでのところ、ご遺族から部分収骨に関するご要望をいただいた経緯もなく、全ての遺骨をお持ち帰りいただいていることから、現段階において部分収骨に対応することは考えておりませんが、近隣斎場における対応状況については、適宜情報の確認を続けてまいります。

以上でございます。

関口武雄議長 斎藤雅男議員。

1番 斎藤雅男議員 私が東松山の定例会でお聞きした答弁とほぼ違わないのかなと思いましたがけれども、行旅死亡人については法でその所在地というのですか、その所在地で対応するという事になっていますから、組合では、それぞれの市町村でご対応いただくということになっているのだと思うのですけれども、遺骨を寺院のほうに安置していると、それ実際やっていらっしゃる方がいらっしゃるのですよね、県のほうから委託を受けて。大変なことだなと、コーディネートされて大変だなというのはお聞きしたことがあるのですけれども、今お話ありましたように、もともとこれは火葬や葬送の慣習的なものもあろうかと思うのですけれども、やはり関西とか九州行くと、骨つ

ぼが非常に小さくて、部分的な収骨をするという風習も、慣習ですか、あるようにお聞きしていますし、この辺り我々の暮らすこの地域というのは、全部収骨するというので、骨つぼも大きいのです。今、それでそういうふうにしていただいているということなのだと思いますが、今後慣習とのそのやり取り、やり取りというか、こういうふうにお願いしていますという話でありましたから、その辺が柔軟に対応できるかといったときに、いや、うちではできないのですよという話でいいのかどうかということなのです。

ほかの組合さん、3つの組合さん挙げていただいたけれども、原則としてというお話が今、答弁でありまして、原則はそうなのだと思います。当然そういう部分を一部を引き取りいただくようになりますと、ではどういうふうに分けるのかと、その残ったやつ。ですから、関西のだと、その組合とか行政で忠霊塔ではないけれども、そういう施設を造ったりということになっているようですので、今後ともこれをご検討いただいて、そういうニーズ等状況に対応がやがて来る時代があるかもしれませんので、住民の声に耳を傾けながら対応していただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりにします。

関口武雄議長 以上で一般質問は終了いたしました。

齋藤議員は自席にお戻り願います。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

関口武雄議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題とします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

関口武雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 管理者挨拶

関口武雄議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議並びに一般質問等を通じましていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

関口武雄議長 これをもって、令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時53分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 関 口 武 雄

署 名 議 員 斎 藤 雅 男

署 名 議 員 菊 地 敏 昭

参 考 资 料

- 議案審議結果一覽表

令和5年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第1号	比企広域公平委員会委員の選任について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	同意
議案第2号	比企広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第3号	比企広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第4号	比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第5号	比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第6号	和解について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第7号	令和4年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第8号	令和4年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第2号)について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第9号	令和4年度比企広域市町村圏組合畜場及び畜きゅう自動車事業特別会計補正予算(第2号)について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第10号	令和4年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第2号)について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第11号	令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第12号	令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第13号	令和5年度比企広域市町村圏組合畜場及び畜きゅう自動車事業特別会計予算について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第14号	令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議案第15号	令和5年度比企広域公平委員会特別会計予算について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)
議員提出 議案第1号	比企広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について	令5.2.10	付託なし	令5.2.10	原案可決 (全員賛成)